

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により
2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4
及びその説明のための覚書」(翻訳)

両角 達平・津富 宏

『国際関係・比較文化研究』(静岡県立大学国際関係学部)
第20巻第1号(2021年9月)抜刷

【翻 訳】

「ユースワーク： 欧州評議会・閣僚委員会により 2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

両角 達平・津富 宏

訳出に当たって

本文書は、欧州におけるユースワークの定義を初めて明確化した、欧州評議会の勧告文を和訳したものである。

20世紀末、欧州では若者の社会的排除が政策課題として浮上し、それに対応するために若者政策が整備された。汎欧州規模では、1949年に設立された欧州評議会(Council of Europe)によって若者政策は推進されていたが、1968年の世界的に広がった学生運動に応える形で、若者の利益と参画を分野横断的に扱うことが取り決められ、フランスのストラスブールに欧州ユースセンター(European Youth Centre)が設置されたのは1972年のことであった。同年には欧州若者基金(European Youth Foundation)が設立され、欧州規模での若者の活動を財政的に支援するスキームが整えられた。¹

さらに、1993年に設立された欧州連合(EU)は若者政策の形成を後押しした。2001年にはEUの若者政策のマイルストーンとなったEU若者白書²が発布され、2009年に採択された「青少年分野におけるEUの協力についての新たな枠組み(2010-2018)」では若者政策を担う主要なアクターとして「ユースワーク」が位置付けられた。

2010年より欧州ユースワーク大会が5年に1度開催されることとなった。第1回大会は、ユースワークの共通の基盤を構築することの難しさに直面しながらも、ユースワークの定義と、関連する諸課題を網羅的に扱った。2015年に開かれた第二回大会においては、脆弱な状況にある若者や、過激主義の若者を支援の対象として含めるなど、ユースワークの対象領域・目的の明確化がされた一方で、ユースワークの政策的位置

1 大山宏・両角達平(2020)「欧州・スウェーデンのユースワークにみる若者の社会参加」NPO法人日本子どもNPOセンター <https://npocandy.wpx.jp/jcnc-report/>

2 津富宏・両角達平(2014)「翻訳『欧州委員会白書 欧州の若者のための新たな一押し』『国際関係・比較文化研究』13(1), 191-217.

づけ、財政基盤、社会的認知、認証、そしてその定義については課題が残されているとした。³

そのような文脈の中で作成されたのが本勧告文である。目次の見出しは以下のようになっている。

一 勧告 CM/Rec (2017) 4

一 説明のための覚書

はじめに

策定過程

なぜユースワークに関する勧告か

ヨーロッパにおけるユースワークのビジョン

勧告には何が含まれているのか

フォローアップ

一 用語集

欧州評議会のユースセクターの重要な優先事項であるユースワークの政策と実践を発展・強化するよう加盟国に求める「勧告文」ではじまり、ユースワークの未来の欧州社会への貢献を最大化するためのいくつかの提案も含まれている。勧告の付帯文書 CM/Rec (2017) 4 は、「ユースワークの定義」について扱っており、本文書の目玉となっている。本勧告が欧州の若者政策の文脈で意義を持つのは第二回欧州ユースワーク大会で明確化できなかったユースワークの定義を明らかにした点であり、これまでの数十年に及ぶ欧州におけるユースワークの議論の成果がこの部分に集約されている。欧州評議会の民主参画総局若者部門で2014年から部長を務める Antje Rothmund は、この勧告文を「おそらく世界で初めてユースワークそれ自体について記述した文書」であり「ここでは手段としてのユースワークが語られているわけではなく、なぜユースワークが大事で、なぜユースワークが支援されるべきで、どのような支援や政策が必要かが綴られている」と評した。⁴

「説明のための覚書」は、この勧告文の解説であり文脈把握を促す内容となっている。最後の「用語集」には、「市民性」「若者政策」「若者の参画」「ノンフォーマル学習」「ユースセクター」など欧州の若者政策を理解するのに必須となる重要用語がまとめられている。「説明のための覚書」と「用語集」に初めに目を通していただくと、文脈理解が容易になるだろう。

3 津富宏・両角達平 (2020) 「第二回欧州ユースワーク大会宣言—新たな世界を創り出す— (翻訳)」『国際関係・比較文化研究』18(2), 89-99.

4 2020年2月ストラスブール欧州評議会への訪問時のインタビュー記録より

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

本訳出が日本における若者支援、ユースワーク、青少年教育に関する議論や施策の形成の手立てとなることを望む。

資料名

Council of Europe. (2017). Youth work: Recommendation CM/Rec (2017) 4 and explanatory memorandum. Council of Europe.

出典

<https://rm.coe.int/cmrec-2017-4-and-explanatory-memorandum-youth-work-web/16808ff0d1>

訳稿を以下に記す。

ユースワーク： 欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書

欧州評議会

目次

勧告

説明のための覚書

- I はじめに
- II 策定過程
- III なぜユースワークに関する勧告か
- IV ヨーロッパにおけるユースワークのビジョン
- V 勧告には何が含まれているのか
- VI フォローアップ

用語集

閣僚委員会によるユースワークに関する加盟国への勧告 CM/Rec (2017) 4
(2017年5月31日、第1287回閣僚代理による閣僚委員会にて採択)

閣僚委員会は、欧州評議会規程第15条 b 項により、

欧州評議会の目的が、とりわけ共通の原理に基づく若者政策を促進することによって、加盟国間の一層の一致を図ることにあることを考慮し、

欧州人権裁判所により採択され解釈される欧州人権条約（1950年に ETS No. 5 とし

て採択、以後修正および補足)、社会権に関する欧州委員会によって採択された欧州社会憲章(1961年に ETS No.35として採択、1996年 ETS No.163として改正、以後修正および補足)を考慮し、

閣僚委員会の欧州評議会の若者政策に関する決議(CM/Res(2008)23)を想起し、

既存の以下の閣僚委員会による加盟国に対する関連する勧告、とりわけ、若者のノンフォーマル教育/学習の促進と認識に関する勧告 Rec(2003)8、地方・地域生活における若者の参画にかんする勧告 Rec(2004)13、若者政策の形成における全国若者協議会の役割にかんする勧告 Rec(2006)1、教育におけるジェンダーの主流化にかんする勧告 CM/Rec(2007)13、民主的的市民性教育及び人権教育に関する欧州評議会憲章に関する勧告 CM/Rec(2010)7、若者の情報に関する勧告 CM/Rec(2010)8、18歳未満の子ども・若者の参画に関する勧告 CM/Rec(2012)2、良質の教育の保障に関する勧告 CM/Rec(2012)13、不利な近隣出身の若者の社会権へのアクセスに関する勧告 CM/Rec(2015)3、若者の権利へのアクセスに関する勧告 CM/Rec(2016)7に示された既存の原則の適用可能性を想起し、

国際連合の児童の権利条約に留意し、

議員会議による、「ノンフォーマル教育」に関する勧告1437(2000)、「若者の権利に関する欧州の枠組みに関する総会に向けて」1978(2011)、「若者の基本的人権へのアクセス」に関する勧告2015(2013)及び「犠牲となった若者世代：財政危機の社会・経済・政治的な意味合い」に関する決議1885(2012)、並びに、これらの勧告に対する閣僚委員会の応答を想起し、

地方・地域政府会議の決議386(2015)「若者の参画の障壁を倒す：地方・地域政府と若者の共通言語の採用」及び、同会議の勧告128(2003)「地方・地域の生活における若者の参画に関する欧州憲章(改訂版)」、並びに、これらの勧告への閣僚委員会の応答を想起し、

欧州評議会の第3回首脳サミット(ワルシャワ2005年5月16~17日)で採択された、欧州評議会がユースセクターにおける固有の立ち位置をさらに発展させることを述べた宣言及び行動計画をさらに考慮し、

—欧州のアイデンティティと欧州評議会の中核的価値観(人権、法の支配、民主主義)の持続可能性が、若者の創造性、能力、社会へのコミットメント、貢献、及び、若者

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

の将来に対する確信にかかっていること

—政府の政策は、若者が人生設計を開発し自らの民主的な市民権を行使できるよう、若者が自立した社会の一員としての潜在能力を十分に発揮できるように支援すべきであること

—ユースワークが、市民的関与や社会的な働きかけのための知識、スキル、態度を身につける機会を提供することによって、能動的市民性に重要な貢献をしていること

を確信し、

児童期から成人期への移行と自律性獲得に当たっての複雑さと課題を認識し、同時に、失業、貧困、差別、社会的排除の増加の結果として若者の機会が減少していることを認識し、

一部の加盟国において経済危機がもたらしたユースワーク提供への影響を認識し、

人権、社会的包摂、文化間対話、ジェンダーの平等、若者の積極的な参画を促進する若者政策を支援するための、欧州評議会のユースセクターの取り組み、特に欧州ユースセンター、欧州若者基金、政府間協力および共同運営による法定機関、ユースセクターにおける欧州連合と欧州評議会のパートナーシップを通じた取り組みに謝意を表し、

ユースワークの分野で、欧州連合を含む関連するすべての利害関係者の努力によって、調和と相乗効果を達成することの重要性を認識し、

すべての加盟国のユースワーカーが、包摂的で民主的で平和的な社会を発展させるために若者に力を与え参画させることに積極的に貢献していることを認め、

欧州のユースワークのアジェンダを定めた「世界を変える」と題した第二回欧州ユースワーク大会宣言(2015)を引用し、

加盟国の政府には、その国の力量に応じながら、以下の方法でユースワークへの支援を改善することを勧告する。

1. 良質のユースワークの形成と更なる発展が、適切に、地方・地域または国レベルの若者政策の範囲内で保障され予防的に支援されること。加盟国間内外におけるユースワークの多様性が考慮され、戦略、枠組み、法令、持続可能な構造及び資

源、他分野との効果的な連携、そして、すべての若者のユースワークへの平等なアクセスを促進する関連政策に対するニーズに特段の注意が払われなければならない。ユースワーカーと若者は、あらゆる計画された実施手段に積極的に参画しなければならない。

2. 有給およびボランティアのユースワーカーの教育と研修のために、既存の実践、新しい傾向や場、さらにはユースワークの多様性を考慮に入れた、首尾一貫した柔軟性のある能力基盤の枠組みを確立すること。この枠組みの開発には、ユースワーカーや若者を含む利害関係者が関与すべきである。
3. 本勧告の付録で提案されている手段と原則を考慮に入れ、ユースワークの提供者にも同様のことを行うよう奨励すること
4. 欧州のユースワークの知識基盤型の発展のための中期戦略を改善し、欧州のユースワークに関連する利害関係者による臨時のハイレベルのタスクフォースを設立するための欧州評議会のユースセクターの取組みを、以下の目的のために支援すること
 - 欧州、国、地域、地方レベルでのユースワークに関する知識と資源の調整とアクセスの改善
 - ユースワークの実践の交流、ピア・ラーニング、持続可能なネットワークとパートナーシップの創造に対する、一層の援助
 - 特に、公教育とユースワークの間と、公的機関と民間部門、市民社会の間の結びつきを強化するため、ユースセクター内、及び、ユースワークが行われているあらゆる分野と専門領域間の調整の促進
 - ユースワーク、若者政策、若者研究の対話の促進
 - 社会の変化や動向、若者が直面している新たに生じている課題に対応するためのユースワークの力量の強化
 - 既存の教育・訓練（職業訓練や高等教育など）及び有給・ボランティアのユースワーカーの能力を認証する既存のシステムに関するマッピング調査の実施
 - 加盟国がこの勧告を推進し実施するのを支援するための一連の援助手段の開発
5. ユースワークのさまざまな形態とその価値、影響、メリットについての、国レベルおよび欧州レベルの研究を促進すること
6. ユースワークの影響と成果の適切なレビューと評価の様式の開発の支援と、加盟国における欧州評議会のユースワーク・ポートフォリオ（Youth Work Portfolio）の普及、認知、影響力を強化すること
7. 欧州評議会ユースセンター品質表示（Council of Europe Quality Label for Youth Centres）による優良実践を推進すること

本勧告はさらに、加盟国政府に対し、以下のように勧告している。

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

一良質のユースワークの一層の発展に対する認識を高め取組みを強化するために、付帯文書を含む本勧告が翻訳され関係当局や利害関係者に（アクセス可能な形式で）頒布されるようにすること

一閣僚委員会において採択から5年後の時点で本勧告の実施状況を検討すること

勧告 CM/Rec (2017) 4 の付帯文書

A. 勧告の範囲と目的—ユースワークの定義と範囲

本勧告は、あらゆる多様性を持つユースワークに適用される。本勧告の目的は、加盟国が権限範囲内で自国のユースワークの政策と実践を発展させることを奨励し、地方、地域、国、欧州レベルでユースワークに必要な支援を強化するための様々な措置を採るよう加盟国に要請することである。

ユースワークの提供により恩恵を受ける人々の年齢幅は、各加盟国の法的・憲法的枠組みと既存の慣行を反映したものでなければならない。

ユースワークは、グループあるいは個人での、若者による若者とともに行う若者のための社会、文化、教育、環境、政治的な性質を持つ様々な活動をカバーする広義の用語である。ユースワークは有償もしくはボランティアのユースワーカーによって提供され、若者と若者の主体的な参加に焦点を当てた、若者のノンフォーマルかつインフォーマルな学びの過程に基づく。ユースワークは本質的には社会的実践であり、若者や若者が生きる社会に働きかけ、若者が地域社会や意思決定に積極的に参画し包摂されることを促進する。

伝統や定義は様々だが、ユースワークの最も重要な役割は、若者が人生における前向きな道筋をみつけ追求することを動機づけて支援し、もって若者の個人的・社会的発展と社会全体に寄与することであるという共通の理解がある。

ユースワークは、若者のニーズ、関心、アイデア、経験を反映する取組みや活動の積極的創造、準備、実施、評価の過程において、若者をエンパワーし参加させることによって、この役割を果たす。このノンフォーマルおよびインフォーマルな学習の過程を通じて、若者は自信をもって一歩踏み出すために必要な知識、スキル、価値観、態度を獲得する。これらの成果を促進するために、ユースワークは、積極的に包摂的であり社会的な関与を促し、創造的で安全で、楽しく真剣で、遊び心があり計画されている、促進的な環境を創り出さなければならない。ユースワークは、利用のしやすさ、

開放性、柔軟性を特徴としなければならない、同時に、若者と若者以外の社会との対話を促進しなければならない。ユースワークは若者に焦点を当てなければならない、交流のための場と成人期への移行と自律を支援する架け橋を創造しなければならない。

ユースワークは、しばしば他分野との連携や協力を通じて、個人、地域社会、社会全体にとって前向きで広範な成果を生み出すことが認められている。例えば、

—ユースワークは、地域、地域、国、欧州レベルでの批判的な振り返り、革新、変化につながる

—ユースワークは帰属意識を高め有益な選択をする能力を強化することで、若者のウェルビーイングを高める。

—ユースワークは生涯学習、能動的市民性、労働市場への参加を促す能力の開発を可能とすることで、私的、市民的、経済的、文化的な生活における前向きで意図的な移行を支援する

—ユースワークは創造性、批判的思考、紛争管理、デジタル・情報リテラシー、リーダーシップなどの様々なスキルの発達を促す

—ユースワークは多様性を高め、平等、持続可能な開発、異文化理解、社会的凝集性 (social cohesion)、市民参画、民主的市民性、人権の価値の支持に貢献する

—ユースワークは若者のレジリエンスを強化し、もって、ネガティブな影響や行動に抗う能力を高める

これらの前向きな成果は、欧州における現在の課題とこれらの課題が若者に対してネガティブな影響を不釣り合いに与えている状況において、加盟国がすべての若者のために良質のユースワークへのアクセスを保障することが極めて重要であることを明確に示している。これを行わない場合のリスクは相当に大きくなると想定される。

若者は、社会的で公正なヨーロッパを構築するためのカギとなる資源である。もし、欧州社会が、現在の困難な状況に対して、夢を失い社会にかかわろうとしない「失われた世代」を生み出すことを許容するならば、欧州社会は安定と社会的凝集性を損なう危険性が高い。良質のユースワークの提供を含め、今日の若者を適切に支援することは、欧州が現在と未来のために行わなければならない重要な投資である。そうしなければ、現代の市民社会を強化する機会を失い、社会的凝集性を脅かし、移民、失業、社会的排除、暴力的過激主義などの今の時代の主要な課題の一部に効果的に対処する可能性を弱めてしまうことになる。

B. 原則

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

本勧告は、上記で参照されている各種公的文書に込められている、ユースワークのもつ、既存の価値観、原則、利点に基づいている。ユースワークの設計と実施は、自発的かつ能動的な参画、アクセスの平等、開放性、柔軟性の原則に支えられている。それは権利に基づき、包摂的で、若者のニーズと能力を中心としたものでなければならない。

参画はユースワークの重要な原則の一つであるので、若者、ユースワーカー、ユースワークを提供する若者組織およびその他の組織は、ユースワークの方針と実践の開発、実施、評価における積極的なパートナーとして認識される。

加盟国は、本勧告および以下の手段を推進するにあたって、これらすべての利害関係者の積極的な参画を保障するよう奨励される。

C. 手段

あらゆるレベルでのユースワークの形成と更なる発展を保障し積極的に支援する政策を確立するにあたり、加盟国は以下の手段を講じることを求められる。

- i. ユースワークが地域、国、国際的な機会と協力の恩恵を受けていることを認めつつ、特に地方レベルで、成果が示されている革新的なユースワークの実践（例えば、持続可能な構造と資源を含む）を可能にする環境と条件を提供する
- ii. 提供主体が公共機関、民間セクター、市民社会であるかにかかわらず、ユースワークと、たとえば、社会的ケア（social care）、医療、スポーツ、文化、公教育、雇用サービス、刑事司法などの他のセクターとの領域横断的な協力を促進するために、ユースワークの役割と立場を強化する
- iii. ユースワークの地方、地域、国、欧州の各レベル間の協調を促進し支援することで、ネットワーキング、協力、ピア・ラーニング、交流を促進する
- iv. ユースワークへの参画と実施により培われる価値観、態度、技能、知識、批判的理解についての認知を促進する
- v. ユースワークへの平等なアクセスを推進する
- vi. 次のような方法でユースワークの役割を推進する
 - 若者に対して、若者の権利、利用可能な機会やサービスについて情報を提供する
 - すべての若者、特に危険にさらされ周縁化されている若者の能動的市民性、参画、社会的包摂を強化する

- 若者における、異文化間能力、欧州としてのアイデンティティ、国際理解を広げる
- 若者が、それぞれの生活環境において、持続可能な開発目標（SDG）を押し進められるよう後押しする
- 差別、不寛容、社会的排除に対処し防止する
- ノンフォーマルおよびインフォーマル学習を推進する
- vii. 若者組織及びユースワークを行うその他の非政府組織の自由と自律を尊重する
- viii. 現代の社会の変化と傾向と若者が直面している新たな課題に応えられる、知識基盤のユースワークを育てる
- ix. その成果と影響を測るための仕組みの確実に備えて、知識基盤の良質なユースワークを開発するために、研究、評価、継続的なフォローアップの利用を奨励する

有償およびボランティアのユースワーカーの教育および研修のための、一貫した柔軟な能力に基づく枠組みを確立するにあたり、加盟国は以下の手段を講じることを求められる。

- i. ユースワーカーに期待されるべき核となる一連の能力（例えば、価値観、態度、スキル、知識、批判的理解）を開発するために、ユースワークの提供者やその他の利害関係者と連携する
- ii. 合意された一連の能力に基づき、ユースワーカーの教育、研修、能力形成、専門性開発のための枠組み、戦略、プログラム、キャリアパスを確立する
- iii. 有給およびボランティアのユースワークが実践を通じて獲得している能力を文書化し、認証し、証明し、認知度を高めるための新たなメカニズムを確立する、または既存のメカニズムをさらに発展させる
- iv. ノンフォーマル及びインフォーマル学習についての認知を高めるための、既存ないし将来の欧州の枠組みとアジェンダの実施に対してさらに支援を与える

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

説明のための覚書

I はじめに

1 この勧告は、欧州の協力を通じた、ユースワークの進展に大きく貢献するものである。欧州評議会のユースセクターは、より広範な若者政策の発展において良質のユースワークを推進する上で重要な役割を担っている。これは、欧州ユースセンター、欧州若者基金、ユースセクターにおける欧州連合（EU）と欧州評議会のパートナーシップによる教育訓練プログラムの下での政府間の協力と共同管理活動を通じて実施される。「アジェンダ2020」では、欧州評議会のユースセクターにとっての多くの優先事項が示されており¹、作業プログラムには、例えば、加盟国における若者政策の見直し、人権教育、地方や地域の生活への若者の参加に関する憲章の作成などが含まれている。こうした活動を通じて、欧州評議会は、現代の若者政策においてユースワークが果たす重要な役割について、説得力のある理解を確立してきた。

2 第二回欧州ユースワーク大会は、欧州評議会閣僚委員会の議長国ベルギーのもとで2015年4月にブリュッセルで開催された。² その最終宣言は、2008年以降の経済的「危機」とその後の緊縮政策が、確立されたユースワークと革新的なユースワークの両方の資金調達に与えた影響に対応するために、欧州におけるユースワーク政策に新たな弾みをつけることを目指している。大会後、若者に関する合同評議会は、ユースワークに関する欧州評議会閣僚委員会の第一次勧告を起草することに合意した。

3 若者は欧州にとって重要な資源である。しかし、様々な仕方で、相当な一しかも、増加していると言える一割合の若者が、顕著で長期的かつ複数の課題に直面している。すべての若者が、自らの自律性と「ライフ・マネジメント」の能力を強化するために、何らかのレベルの支援を必要としている。現在、多くの若者は、とりわけ、新技術やデジタルメディア、教育機会の拡大、情報や移動手段へのアクセスなどによって可能になった機会を享受している。しかし、彼らはまた、資格のインフレーション、失業、不安定な労働条件、紛争や戦争、心身の健康に対する脅威、情報過多、借金や貧困、社会的不平等や排除、適切な住宅の不足などに関連したリスクや不確実性に直面している。

社会的・政治的参加、早期離学の規模、世代間関係、緊縮財政と移民の意図しない結

1 第8回欧州評議会若者担当大臣会合（2008）「欧州評議会の若者政策の未来：アジェンダ2020」（The future of the Council of Europe youth policy: Agenda 2020）

2 第二回欧州ユースワーク大会：不和の時代の相似（Similarities in a World of Difference）（2015）

果、過激な思想（時には行動）の増加などにおいて同時に変化が起きた。³ さまざまな形で、ユースワークは、若者がこれらの課題を乗り越えるのを支援するにあたり貴重な貢献をしているだけでなく、現代の社会問題に取り組むために若者と協力し、社会的で公正なヨーロッパを建設するという重要な役割を担っている。⁴

4 この説明のための覚書は、ユースワークに関する閣僚委員会の勧告に関する若干の背景情報を提供するものである。この覚書は、この勧告が必要とされている理由と、そしてそれが解決しようとしている問題を述べている。また、この覚書は、行動を起こさないことの危険性を概説し、社会的排除を予防しかつ対処し、民主主義と人権の価値を推進するために、ユースワークが果たすことができるプラスの影響と中心的な役割を強調している。さらに、この覚書は、勧告の起草過程を記述し、包摂的なアプローチが取られたことを示している。この覚書は、勧告のさまざまな構成要素の根拠を示し、全面的な措置を実施しようとする加盟国を支援するための助言を含んでいる。

II 策定過程

5 事務局から提供された情報に基づき、若者に関する合同評議会（CMJ）は、ユースワークに関する、閣僚委員会による、加盟国向けの勧告草案を作成することに合意した。勧告草案の付加価値、目的、内容、方法論に関する欧州若者運営委員会（CDEJ）および若者諮問委員会（CCJ）のメンバーによる議論に引き続き、2015年12月に諮問会議が開催された。2016年初頭、CDEJメンバー4名、CCJメンバー3名、欧州ユースフォーラム（YFJ）代表1名、ユースワーク組織の代表6名（うち地方自治体レベルで活動する者2名、欧州レベルで活動する者2名、欧州連合の「エラスムス＋：ユース・イン・アクション・プログラム」の各国機関のネットワークから2名）、欧州ユース情報・コンサルティング機関（ERYICA）代表1名、第二回欧州ユースワーク大会の総括報告者で構成される草案作成グループが設置された。欧州委員会の若者政策ユニットは、オブザーバーの立場で参加し、草案作成プロセスを通じて貴重な情報を提供した。

6 草案作成グループは、勧告作成の進捗状況を定期的にCMJに報告し、多くのCMJ代表者から有益なフィードバックと助言を受けた。欧州評議会事務局の支援を得て、グループは勧告草案の望ましい内容について、多数の欧州評議会機関や現場の

3 欧州評議会閣僚会議宣言「テロを誘発する暴力的極端主義・過激主義に対抗する原理のもとでの結束」(United around our principles against violent extremism and radicalization leading in a World of Difference) 2015年5月19日

4 第二回欧州ユースワーク大会：不和の時代の相似 (Similarities in a World of Difference) (2015)

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

利害関係者と協議し、貢献や懸念に積極的に対応して勧告草案を適宜修正した。

Ⅲ なぜユースワークに関する勧告か

なぜユースワークか？

7 若者が欧州を必要としているように、欧州も若者を必要としている。若者は、欧州の民主的価値観と経済的繁栄に、今後も、積極的に貢献し続けていくであろう。若者にはこの貢献をする責任があるが、彼らがそうするために、加盟国には若者が活躍できる条件、機会、経験を確立する責任がある。若者は解決すべき問題ではなく、今や言い古された概念になってしまったが、善のための力と見なされる必要がある。この目的のために、欧州評議会は「問題志向」アプローチではなく「機会重視」アプローチにコミットしている。そのアプローチは、社会への完全な若者の参画を確保する社会的権利と享受権へのアクセスを拡大かつ保障し、若者が積極的な社会変革に貢献する個人的な可能性と能力の実現を支援するものである。

8 若者研究は、例えば、学校教育から労働市場への移行、依存した生活から自立生活への移行、出生時の家族から目指すべき家族への移行などの若者にとっての移行が、この一世代の間に著しく困難になってきていることを一貫して示している。

移行はより不確実でより長期間となり、もはや線形なものではなくなっている。実際、こうした移行は、逆の順番となることが可能で、例えば、自立して生活した後に家に戻ったり、経済的自立を達成する前に親になったりすることもある。⁵

9 現代社会は、物理的な移動と仮想的な移動の両方に代表される若者にとって、多くの新しい機会を特徴としているが、そのような可能性と並行して、新たなリスクと脆弱性も存在している。現代の欧州では、このようなリスクは国の内外で不均等に分散しており、困難な状況にある若者だけでなく、それなりに将来の見込みを持っている、以前は「普通の子供」と言われていたような若者もますます経験するようになってきている。欧州評議会議会によって2012年に開催された討論会によると、現在の欧

5 Furlong, A., & Cartmel, F. (1997) *Young people and social change: individualization and risk in late modernity*. Open University Press, Buckingham (アンディ・ファーロン、フレッド・カートメル 2009 (乾彰夫、西村貴之、平塚真樹、丸井妙子訳)『若者と社会変容—リスク社会を生きる』大月書店; Helve H. and Evans K. (eds) (2013) *Youth and work transitions in changing social landscapes* (社会情勢の変容下の若者と労働の移行), Tufnell Press, London; Woodman D. and Wyn J. (2015) *Youth and generation: rethinking change and inequality in the lives of young people* (若者と世代：若者の生き方の変容と不平等の再考)、SAGE Publications、ロンドンを見よ。

州の若者の、おそらく過半数の将来の見込みは、不安定さ、不確実性、不安に特徴づけられている—「犠牲になった世代」である。⁶

10 若者が、自分の可能性を実現し、移行を成功させ、最終的には自らの個人生活、市民生活、職業生活に責任を持てるようになるためには、家庭生活、学習の場、余暇時間において、経験と機会の「パッケージ」から恩恵を受ける必要がある。家族の支援を受けるとともに自分の決意と個人的な動機づけによって、若者の中には、自分の望む機会を得られるようになる者もいる。しかし、多くの若者はこのような支援を手に入れることができず、機会を得るために必要な支援を、(特に地域や地方レベルでの) 公的機関による提供やこの目的のために設立された NGO や独立した機関を通じて、それ以外の資源から得なければならない。

11 必要とされるパッケージは、正式な学校教育に加えて、移動、交流、助言と情報、カウンセリング、ガイダンス、コーチング、新技術やソーシャルメディアの体験、社会的・政治的参画などの、能力を高める形成的な経験のモザイクである。実際のところ、このパッケージは、21世紀の若者が成人期への効果的な移行を行いつつ市民社会と労働市場で能動的な役割を果たすために何らかのかたちでアクセスする必要がある「贈り物」である。

12 このモザイクの一つの要素がユースワークである。若者はいろいろな公的な度合いにわたる様々な手段を使って学んでいるが、若者の学習ニーズ、特に「ライフスキル」と呼ばれるもの(例えば、批判的思考、チームワーク、コミュニケーション、問題解決、意思決定など)の習得を中心としたニーズは、ユースワーク、すなわち「ノンフォーマル学習」の考えに沿った、計画的で目的のある学校外の学習を通じて、多くの場合、満たすことができる。

13 ユースワークには多くの形があり、異なり変化する状況や若者の希望と、若者が創造し経験している新たな社会的政治的課題を踏まえた、多様性、柔軟性、応答性ゆえにしばしば賞賛されている。しかし、大人が主導する若者プロジェクトから、クラブ、プログラム、若者が主導する自治的な若者団体に至る、多様なユースワークは、共通の基盤を有している。⁷ 共通の基盤とは、若者に場を提供したいという思い(若者が「若者である」ことができるフォーラム)と、個人的な成長のための架け橋(若

6 欧州評議会議員会議決議 1885 (2012) 「犠牲になった若者世代： 財政危機の社会的、経済的、政治的意味」(The young generation sacrificed: social, economic and political implications of the financial crisis)

7 Williamson H. (2015) "Finding common ground: Mapping and scanning the horizons for European youth

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

者が「大人になる」ための踏み台)を支えることを同時に確約することである。ユースワークは、若者が、自分の人生の建設的な道を見つけ追求するためのスキルと意欲を育むのを助ける。この目的のために、ユースワークは、学校教育を決定的に補完する実践であり、すべての若者がそれにアクセスし享受する権利をもつべきである。

なぜ今？

14 本勧告の目的は、欧州評議会のユースセクターの重要な優先事項のうちのいくつかを取り上げ、ユースワークの政策と実践を発展・強化するよう加盟国に奨励することにある。また、この勧告には、この課題達成にあたり、ユースワークが、協力、相互学習、連携を通じて欧州の未来への積極的な貢献を最大化するために、欧州評議会のユースセクターが加盟国を支援するという提案も含まれている。

15 若者がますます予測不可能な世界で可能な限り最善の決断をすることが求められている時期において、欧州全域にわたるユースワークの発展と実施は一層多様なものとなっている。ユースワークの研修、政策、実践に対するゆるぎない確約を示している国もあれば、まだ、そのように確約を行っていない国もあれば、より悪いことに、緊縮財政下でユースワークへの公的支出を削減している国もある。その結果、ユースワークへのアクセス、そしてそれが提供する経験と学習枠組みは国によって異なり時には不平等になりうる。欧州全域にわたり、良質のユースワークの発展を支えるために各主体による本質的な確約が緊急に必要とされている。

16 基盤となるものは多い。この勧告の付加価値についての重要な振り返りの一つは、この勧告が、21世紀を生きるための学習の一つの重要な次元として、また、現時点において若者と欧州が直面している差し迫った課題のいくつかに取り組むパートナーかつ貢献者としての、ユースワークに対する理解と認識、コミットメントを促進し強化することを意図していることである。ユースワークがよりよく理解されている社会では、ユースワークが若者の個人的な成長と暮らしの豊かさ、及び、若者の社会的・政治的な願望の有効性の幅を広げ深めることに貢献していることが賞賛される。

IV 欧州におけるユースワークのビジョン

17 この勧告の必要性は上に述べたとおりである。個人の生活と社会的凝集性の両方に対し、ユースワークが重要かつ不可欠な貢献をしてきたことが強調されてきた。この勧告は、欧州におけるユースワークの全体的なビジョンをもった野心的なアジェンダを提示している。この勧告は、政策立案者や実務家に対し欧州におけるユースワークを継続的に支援し刷新すべしという力強いメッセージを送り、欧州評議会がユースワーク関連の政策を策定する上で果たす貴重な役割を認識している。

18 このビジョンは、ユースワークが若者の想像力、主体性、統合、関与、希望を育むものであることを強調している。ユースワークは教育的で、力を与え、参加に開かれ、表現を促し、包摂的である。活動、遊び楽しむこと、ノンフォーマルあるいはインフォーマルな方法で学ぶこと、キャンペーン、情報交換と指導、移動、ボランティア、団体活動、会話を通じて、ユースワークは、地域社会や社会と若者の重要な関わりを育成する。ユースワークは、若者が、自分の才能を発見し、ますます複雑で困難となっている社会的、経済的、文化的、生態学的、政治的な環境を乗り切るための能力と可能性を伸ばすことを支援する。

19 ユースワークは、若者が新たな経験と機会を探求することを支援し奨励するものである。また、ユースワークは、若者が現在直面している、あるいは、将来直面するであろう多くのリスクを認識し対処できるようにする。一方で、ユースワークは、雇用・教育・訓練を受けていない若者（ニート）、健康リスクのあるライフスタイル、市民としての責任の欠如、暴力的な過激主義などの、より広範な現時点の政治的政策的関心事に意図的に貢献することで、若者自身のアイデンティティと将来そして社会に対する、より統合された前向きな愛着を生み出す。ユースワークは、若者が表明し特定されているニーズに応じて、彼ら自身の場やユースワークの実践のために創られた場で、若者の思うがままに関わりを持つ。ユースワークは学校や刑務所など他の場所でも行われることがあるが、ユースワークへの参加は自発的なものでなければならない。

20 この勧告は、加盟国に対し、ユースワークの実践の指針となる重要な原則に基づき、ユースワークの発展を積極的に支援する戦略的アプローチを採用するよう求めている。この勧告は、加盟国に対し、その権限の範囲内で、すべての若者が背景、性別、場所に関係なく、前向きなユースワーク経験を得られ、また、若者が市民としての対話と、若者の人生に影響を与える決定の形成に参画できるよう支援される環境を創造することを求めている。⁸

8 例えば、欧州評議会ジェンダー平等戦略（Gender Equality Strategy）2014-2017を見よ。

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

V 勧告には何が含まれているのか

21 勧告の論拠を述べ、かつ、既存の多くの関連文書を明らかにした前文に続き、加盟国政府に対し合計9つの勧告が示されている。付帯文書は、勧告の範囲と目的、ユースワークの定義と範囲とユースワークを下支えする原則を述べ、加盟国が自国の状況を点検し新たに採用すべき手段を決定する際に考慮すべき一連の手段を挙げている。この勧告は、ユースワークを保護し推進するために必要な行動をとるべき優先分野を示している。

22 この勧告は、欧州全域にわたるすべての若者がユースワークの機会と経験の提供から恩恵を受けることができるためのビジョンを示している。加盟国は、各国における状況分析を実施し、生じる問題に対応して協調行動を計画するよう奨励されている。しかしながら、この勧告では、(まだ確立されていない場合には)以下の項目を制度化することの重要性に特段の注意を向けている。

- 法的・政治的支援
- 持続可能な資金調達と構造
- 分野を超えた及び地方レベルと国レベルの間の調整の改善
- ユースワーカーの教育・研修のための能力基盤型の枠組み
- ユースワークの影響と成果を適切な形でレビューし評価すること。

23 加盟国は、欧州における知識基盤型のユースワークの支援と調整を改善するための戦略を開発するために、欧州評議会のユースセクターが、利害関係者からなるハイレベルのタスクフォースを招集するにあたって支援をするよう求められている。この取組は、連携と相互学習の機会を最大化するよう努める。現在の構造に基づき、この戦略の主な目標は、欧州全域で良質のユースワークとユースワーク政策に情報を提供し開発することになる。

24 加盟国は、9つの勧告を推進し付録に掲げられている手段を検討する際に、包摂的、協調的、集中的なアプローチを採用するよう強く奨励される。良質のユースワークの開発を支援するための政策を策定する際には、若者、ユースワーカー、NGO、ユースワークを提供するその他の組織が積極的に関与すべきである。加盟国は、ユースワークの提供の設計と実施を下支えする重要な原則を忘れてはならない。すなわち、アクセスの平等と差別の禁止、自発的かつ能動的参加、開放性、柔軟性、提供が権利基盤であることの重要性、そして、とりわけ、若者を中心に置くことである。

25 加盟国が検討するよう求められている具体的な手段は、実質的な勧告のうちの2

つに関連しており、以下を含む。

- a. あらゆるレベルにおけるユースワークの制度化と更なる発展を保護し積極的に支援する政策を確立すること。
- b. 有給およびボランティアのユースワーカーの教育および訓練のための首尾一貫した柔軟性のある能力に基づく枠組みを確立すること。

これらの提言と、提言に関連する手段は、以下のとおりである。

あらゆるレベルにおけるユースワークの制度化と更なる発展を保護し積極的に支援する政策を確立すること

26 その「歴史的な」進化をみると、ユースワークは多くの異なる仕方で姿を現している。ユースワークのための強固な構造を構築し維持している国もあれば、大幅な縮小に直面している国もあれば、ユースワークを発展させ確立させている過程にある国もある。⁹ このような格差があることは残念ではあるが、他方で調査研究は、ユースワークの価値と若者だけでなく社会全体に対してもユースワークがもたらす利点についてのエビデンスを示してきた。¹⁰ 確かに、欧州レベルでは、ユースワークの価値と影響が、十分な政治的・物質的投資を正当化するという合意があるように思われるが、国、地域、地方の様々な補完的なレベルで行われているかについては未だに議論の余地があり、若者に対するユースワークの支援は依然として多様でバラバラのままである。

27 提案されている手段の実施は、住んでいる国に関係なく、欧州のすべての若者に平等な機会を提供することを支援し、若者が成人期へ移行するのを支援し、若者が社会での居場所を見つけることを援助する。また、民主的価値観と社会的凝集性の育成、市民社会の強化にも貢献する。ユースワークはまた、学業達成、雇用可能性、起業家精神を高めることで、経済発展においても役割を果たしている。

28 これらの手段をどのように実施するかを検討する際には、加盟国は、法律的かつプログラム化された枠組み及びユースワークに関する国家戦略の（従来の）定義に特に注意を払うべきである。その戦略には、ニーズのしっかりとした査定、具体的な目

9 ユースセクターにおける欧州委員会と欧州評議会のパートナーシップ（ユースパートナーシップ）による『欧州におけるユースワークの歴史』（History of youth work in Europe）についての5巻シリーズを見よ。<http://pjp-eu.coe.int/en/web/youth-partnership> から入手可能、2017年7月28日にアクセス

10 欧州委員会（2014）、『若者とかかわるということ：ヨーロッパ連合におけるユースワークの価値』（Working with young people: the value of youth work in the European Union）ブリュッセルを見よ。

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

標と目的、それらの目標を達成するための手段、関連する行動計画（進捗指標を含む）、対象グループと年齢の範囲、特定の集団（マイノリティや脆弱な集団など）の詳細、予算の詳細が含まれていなければならない。

29 ユースワーク政策の実施は、以下の点を考慮に入れるべきである。

—若者とその他の利害関係者の両方の参画の重要性

—知識： 研究、経験、実践

—二元アプローチの重要性： ユースセクターで具体的な行動をとることと、他の政策部門との横断的な協力を適用して若者の主流化を図ること

—補完性： 地域や地方レベルでの若者の NGO、福祉組織、公共サービスを通じて、ユースワークのための持続可能な構造を創造すること

また、公共部門や民間部門、市民社会からの提供者がユースワークを実施できることを認識することも重要である。¹¹

30 過去には、欧州評議会と欧州連合理事会の両方がいくつかの政治的決定を採択し、欧州におけるユースワークの発展のための欧州としての取組みを支援してきた。¹² このような欧州の戦略や手段の効果と持続可能性に関しては、ユースワーク分野における両機関の協力が圧倒的に重要である。ユースセクターにおける欧州連合と欧州評議会のパートナーシップは、若者に向けた両機関の活動の間の相乗効果を促進しながら、協力関係を強化・発展させてきた。現在のパートナーシップ協定の具体的なテーマは、参画／市民性、社会的包摂、認知、ユースワークの質である。¹³

有給・ボランティアのユースワーカーの教育・研修のための首尾一貫した柔軟性のある能力に基づく枠組みを確立すること

11 実施を支援する資料は多数ある。例えば、欧州委員会（2014）前掲、「第二回欧州ユースワーク大会：不和の時代の相似」(the 2nd European Youth Work Convention: Similarities in a World of Difference) (2015)

12 第8回欧州評議会若者政策担当大臣会合（2008）「欧州評議会の若者政策の未来 アジェンダ2020」(The future of the Council of Europe youth policy: Agenda 2020)、「不利な地域出身の若者の社会権へのアクセスに関する閣僚委員会による加盟国への勧告」(Recommendation CM/Rec (2015) 3)、「若者の権利へのアクセスに関する閣僚委員会による加盟国への勧告」(Recommendation CM/Rec (2016) 7)、「2010-2018年のユースセクターにおける欧州の連携のための新たな枠組みに関する、2009年11月27日付評議会決議」(2009/C 311/01)、「ユースワークに関する評議会決議」(2010/C 327/01)、「若者の成長、ウェルビーイング、社会的包摂に対する良質のユースワークの寄与に関する、2013年6月14日付評議会決議」(2013/C 168/03)、「若者の可能性の発掘と開発をするためのユースワークの新たな方法の促進に関する評議会決議」(2016/C 467/03)

13 ユース・パートナーシップに関するさらなる情報は以下を見よ <http://pjp-eu.coe.int/en/web/youth-partnership>.

31 この説明のための覚書においてすでに説明したように、ユースワークの強みの一つは、概念、主体、形式、範囲の多様性である。しかしながら、ユースワークがもたらしうる貢献を最大化するためには、欧州における良質のユースワークを構築する共通の基盤をより明確にして理解する必要がある。ユースワークとノンフォーマル及びインフォーマル学習に対する認識は、欧州評議会のアジェンダ2020と、「ストラスブール・プロセス」と呼ばれる枠組みにおいて優先事項とされている。¹⁴ 加盟国は、このアジェンダを実施するために支援を拡大するよう求められている。より広範な「若者政策」という文脈の中で、ユースワークに対する期待が高まっており、この期待に応えられるかどうかは関与する実務家の能力に大きく依存している。有給のユースワーカーは、常により多くの人数のボランティアのユースワーカーと仕事をしているが、有給のユースワーカーもボランティアのユースワーカーも研修を必要としている。ユースワークの研修の機会は、まだ、欧州のあらゆるところに存在しているわけではない。

32 ユースワークやユースワーカーという職業に就くためのルートは様々である。ユースワークを学ぶ特定のプログラムがある国や、ユースワーカーのための職業訓練が行われている国もある。ユースワークにおけるキャリアに関心のある人は、より広範な社会的または教育プログラムの下で学ぶことができる国もある。一部の加盟国では、ユースワーカーのスキルと能力を認証し証明するための制度がまったくないか、あるいは、機会がほとんどない。

33 さまざまな文脈でユースワークを実践するための中核的な能力を定義し、これらの能力に関しユースワーカーの教育と訓練のための首尾一貫した枠組みを開発することは、一定の質を確保するのに役立つはずである。ユースワークを実践する人々のために能力に基づく枠組みを持つことは、ユースワーカーに何が求められているのか、受益者が何を期待できるのかを明確にし、研修、職業的な成長、能力開発のための有効なアプローチを確定するのに役立つであろう。

34 ユースワークの資格を確立することは、ユースワークの活動をしている人々、あるいはユースワークの活動を希望している人々の能力に関する透明性の向上につながるだろう。連携と政策開発のための欧州のアジェンダは進展を強化し、現況や必要な優先事項に関するより良い概観と交換の可能性を提案し、関連するすべての利害関係者集団との建設的な対話の機会を提供することができる。

14 ユースパートナーシップ (2015) 「ユースワーク及びノンフォーマル教育の認識に関する専門家グループ： 関連政策、戦略、活動への関与一報告書2010-2015」(Expert Group on recognition of youth work and non-formal education: involvement in related policy development, strategies and activities - Report 2010-2015)、ストラスブール及びブリュッセルを見よ

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

35 ユースワークのための中核となる能力を開発する際には、スキル、知識、態度の重要性を念頭に置いておく必要がある。ユースワークの能力の多くは現場での活動を通じて発達するため、教育、研修、資格について考案される枠組みは職場での学習が主となる必要がある。提案された手段を実施する際には、プロセスに関与するすべての異なる関係者、専門家、実務家の目から見て、ユースワークの実践の多様性を認識していく必要がある。ユースワーカーに必要なあるいは望ましい能力について合意することは困難であるが、関連する利害関係者間の緊密な協力は不可欠である。

36 欧州には、欧州レベルでも国家レベルでも、上記の課題に対して（少なくとも部分的な）解決策を提供する可能性のあるシステム、プロセス、法的文書のモデルがいくつもあり、国家のプロセスを刺激することも可能である。¹⁵ このようなプロセスや法的文書は、フォーマル及びノンフォーマルな教育セクターだけでなく、訓練、社会的認知、資格授与の実務と関連している。

VI フォローアップ

37 この法的文書と重要であると同時に、その後何が起こるかが決定的に重要である。具体的なフォローアップ、強力なコミュニケーション、堅実な推進がなければ、閣僚委員会によるこの勧告は意図した対象に届かない可能性がある。加盟国は、説明責任を強化するために、また、対話、学習、実践の交流、その他の形態の開発協力を通じて勧告に含まれる手段の漸進的な実現を支援するためにフォローアップを実施すべきである。3年後に進捗状況をレビューするセミナーは、欧州若者運営委員会（CDEJ）と若者諮問委員会（CCJ）が進捗状況を把握し、必要に応じて、加盟国に更なる支援と方向性を提供する絶好の機会となるだろう。実施が確定すれば、このようなセミナーは、閣僚委員会がこの勧告の採択から5年後の実施状況を検討する際に、

15 欧州委員会 (2014) 前掲「ノンフォーマル・インフォーマル学習の認証にかんする EU 理事会勧告」(2012/C 398/01)； SALTO-YOUTH (2014)「欧州トレーニング戦略 I：国際レベルで働く研修実施者に求められる一連の能力」(European training strategy I: a set of competences for trainers working at international level)、SALTO-YOUTH 研修協力情報センター/ Erasmus+, ブリュッセル； SALTO-YOUTH (2013)「連携の強化：ユースワーカー養成におけるフォーマル・ノンフォーマルセクター協働の経験」(Reinforcing links: experiences of cooperation between the formal and non-formal sector in training youth workers)、SALTO-YOUTH 研修協力情報センター/ Erasmus+； ユースパートナーシップ (2014)「目に見える価値：欧州・国レベルにおけるユースワーク及びノンフォーマル学習/教育の認知向上のためのツール・優良実践のマッピング」(Visible value: mapping of tools and good practices for better recognition of youth work and non-formal learning/education at European and national levels)、ストラスブール・ブリュッセル； 欧州評議会 (2015)「ユースワーク・ポートフォリオ」(Youth work portfolio)、www.coe.int/en/web/youth-portfolio から入手可能 2017年7月28日にアクセス； SALTO-YOUTH 研修協力情報センター/ Erasmus+「ユースパス」(Youthpass)、www.youthpass.eu/en/ から入手可能。2017年6月28日にアクセス

委員会を助け、委員会に情報を提供する一歩となるであろう。

用語集¹⁶

市民性・能動的市民性 **Citizenship/Active citizenship**

能動的市民性とは、市民が民主的なプロセスや制度に能動的に関与し、経済的、社会的、文化的、政治的な生活の分野で権利と責任を行使することをいう。ユースセクターでは自発的な活動を通じて、必要な能力を学ぶことに大きな重点が置かれる。その目的は知識だけでなく、若者が能動的市民になるために、若者の意欲、技能、実際経験を向上させることである。¹⁷

雇用可能性 **Employability**

雇用可能性とは、個人が雇用され、雇用された状態を維持し、選択した職業で成功を収める確率を高める、成果、スキル、理解、個人の属性のセットのことをいう。個人の雇用可能性は、以下に依存する。

- 個人の属性（知識やスキルの妥当性を含む）。
- これらの個人的属性が労働市場でどのように示されるか
- 環境および社会的文脈（知識と技能を更新し証明するために提供されるインセンティブと機会
- 経済的な文脈

若者は世界の労働力の4分の1を占めているが、失業している可能性は成人の約3倍である。この主な理由の一つは若者の雇用可能性の低さである。若者の雇用可能性が低いのは、若者は、通常、開発不十分なスキル、早期離学、雇用者との正式な接触の不足、市場のニーズに合わない学校教育などに対処しなければならないからである。したがって、若者が労働市場に参入する際に直面する困難や、労働市場に留まろうとする際に直面する課題を克服することに特に重点を置くべきである。若者の雇用可能性のスキルを高めることが、若者の雇用と積極的な包摂をより促進するために不可欠

16 ユースワークの勧告草案にあるその他の用語は、<http://pjp-eu.coe.int/en/web/youth-partnership/glossary> から入手可能なオンラインの用語集で定義されている。2017年7月28日にアクセス

17 Siurala L. (2005) 「若者政策のための欧州の枠組み」(A European framework for youth policy)、欧州評議会出版、ストラスブール； 欧州評議会 (2016) 「民主的文化のための能力：重要用語集」(Competences for Democratic Culture: glossary of key terms) DGII/EDU/CDCID (2016) 4、欧州評議会、ストラスブールから改変

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

なメカニズムであることは確かである。¹⁸

知識に基づく若者政策 Knowledge-based Youth Policy

若者に対する理解と知識を深めることは、ユースセクターの政策形成にとって最も重要である。若者のニーズと期待に応えるためには、政策は、若者の状況、ニーズ、期待についての網羅的な知識とよく研究された理解に基づいたものでなければならない。

欧州の若い世代の急速に進化する現実と恒常的に変動する状況においては、知識に基づく政策開発のアプローチが不可欠である。若者研究は、若者政策の開発に関する知識と理解を生み出す上で重要な役割を果たしている。したがって、若者研究と、研究者と政策立案者との間の意見交換は、知識に基づく政策形成アプローチにとって不可欠である。

しかしながら、知識に基づく若者政策には、科学界が達成した結果だけではなく、若者とともに、また若者のために活動する人々の経験も含まれている。知識には、科学界や市民社会及び政策立案者等の様々な情報源から得られたデータ、事実と数字、エビデンス、経験が含まれている。¹⁹

ノンフォーマル学習 Non-formal Learning

ノンフォーマル学習は教育／研修や学習が必ずしも唯一または主な活動であるとは限らない多様な環境や状況の中で行われる、意図的ではあるが自発的な学習である。これらの環境や状況は断続的または一時的なものであり、専門的な学習ファシリテーター（ユース・トレーナーなど）やボランティア（ユース・リーダーなど）が、実施されている活動やコースを担っていることもある。活動やコースは計画されているが、伝統的なリズムやカリキュラム科目によって構造化されていることはめったにない。ノンフォーマルな学習と教育—制度的な文脈の外（学校の外）の学習と理解されている—は、ユースワークの重要な活動であると同時にユースワークの重要な機能でもある。

18 Brewer L. (2013) 「若者の雇用可能性の向上：何を？なぜ？どのように？仕事のコアスキルへのガイダンス」(Enhancing youth employability: What? Why and How? Guide to core working skills)、国際労働機関、ジュネーブ； 国際労働機関第88回総会（2000）人的資源の研修と開発に関する決議； CEDEFOP（2011）『用語集：教育と研修の質』(Glossary: quality of education and training)、欧州連合出版事務所、ルクセンブルク。

19 ユースセクターにおける欧州連合と欧州評議会のパートナーシップ「知識に基づく政策 若者政策の枠組みをよりよく理解する」(Knowledge based policy. Better understanding of youth policy framework) から改変。

ユースワークにおけるノンフォーマル学習／教育は、学習目標、学習時間、特定の学習支援に基づいて構造化されていることが多く、意図的に行われている。一般的には修了認定に至ることはないが、修了認定が交付される場合も増えており個人の学習成果の承認につながっている。

ユースセクターにおけるノンフォーマル教育と学習は、知識基盤社会や市民社会に向けた若者の準備に役立つものであり、教育や訓練の下位カテゴリーを超えたものである。²⁰

若者の参画 Youth Participation

欧州評議会の「地方・地域生活への若者参画に関する欧州憲章（改正版）」（2003）では、以下のように述べられている。

あらゆるコミュニティにおける民主的生活への参画とは、投票や立候補は重要な要素ではあるものの、それらを超えたものである。参画と能動的市民性とは、意思決定に参画し影響を与えるための権利、手段、空間、機会、そして、必要な場合には支援を手に行っていることと、よりよき社会づくりに貢献するための活動や行動に関与することを意味する。

さらに、参画の二つの次元は以下のように区別しうる。

一直接参画においては、政治的な決定に直接影響を与え、政治的な決定過程への構造的なつながりを可能とする

一間接参画の形態では、市民に働きかけ、市民が関心事や立場を支持することを促すことも、議論、意見形成、運動を可能とすることもできる²¹

認知 Recognition

20 Chisholm L. (2005) 「認識用語に関する虎の巻」(Cheat sheet on recognition terminology) (以下に所収、SALTO-YOUTH 包摂資料センター「認識の橋渡し：ヨーロッパにおけるユースワークの認識の向上」(Bridges for recognition: promoting recognition of youth work across Europe)、ルーヴェン)；ユースパートナーシップ (2011) 「ヨーロッパのノンフォーマル学習／教育とユースワークに対する認知の向上に向けた経路2.0」(Pathways 2.0 towards recognition of non-formal learning/education and of youth work in Europe)、ストラスブール・ブリュッセル

21 ユースパートナーシップ (2014) 「若者参画の分析報告書—欧州における若者の政治参画：参画とは何を意味するか」(Analytical paper on youth participation - Young people political participation in Europe: What do we mean by participation?)、ストラスブール・ブリュッセル

「ユースワーク：欧州評議会・閣僚委員会により2017年5月31日に採択された勧告 CM/Rec (2017) 4 及びその説明のための覚書」(翻訳)

一般に、「認知」という言葉には複数の意味がある。欧州のユースセクターでは、法制度や行政制度、社会全体における、ノンフォーマル学習やユースワークの位置づけを指す。認知には4つの種類がある。

- 一公式な認知とは、学習成果の「検証」と、個人の成果を公式に認証する証明書や修了証を発行することによる学習過程、及びまたは、これらの成果の「証明」を意味する。
- 一政治的認知とは、法律にノンフォーマル教育が認識されること、及び／または、政治的戦略の中にノンフォーマル学習／教育が含まれること、及び、ノンフォーマル学習の提供者がこれらの戦略に関与することを意味する。
- 一社会的認知とは、社会の関係者が、ノンフォーマルな場やそれらの活動の中で行われた取組みで身につけた能力の価値を、この取組みを提供する組織の価値も含めて、認めることを意味する。
- 一自己認識とは、本人による学習成果の査定と、その学習成果を他の分野で活用できる能力を意味する。²²

若者政策 Youth Policy

若者政策の目的は、若者が民主主義の主体となり社会に統合されるのに必要な知識、技能、能力を開発することを保障しかつ可能とし、特に、市民社会と労働市場の両方で積極的な役割を果たすことを可能とするような、学習、機会、経験のための条件を創り出すことである。若者政策の主要な手段は、市民性学習と統合された政策アプローチを促進することである。²³

ユースセクター Youth Sector

ユースセクターとは、ユースワークが行われる分野を指し、通常、国の若者戦略やその他のユースセクターの戦略的文書の一般的な目標に明記されている。ユースセクターの活動は、若者や若者政策関係者によって組織され、若者の地位を向上させ、若者が自らの利益と社会の利益のために能動的に参画できるように後押しすることを目的として行われる。ユースセクターは、政府施設、NGO、政府機関、民間事業者、ボランティア、プログラム、サービス、この他若者を対象に活動している、あるいは若者

22 ユースパートナーシップ (2011) 「ヨーロッパのノンフォーマル学習／教育とユースワークに対する認知の向上に向けた経路2.0」(Pathways 2.0 towards recognition of non-formal learning/education and of youth work in Europe)、ストラスブール・ブリュッセル

23 Siurala L. (2005) 「若者政策のための欧州の枠組み」前掲書

の利益のために設立されたアクターなど、多様な範囲から成り立っている。

国際的なユースセクターとは、若者が自分たちの社会にできる能動的な貢献と、若者政策形成の領域における「良質なガバナンス」を支持するために、若者のために若者ととも若者により実施されるプログラムを用いて、政府、非政府組織、国際機関の関係者が織りなす複雑な関係からなる網の目である。国際的なユースセクターは、政府やその他の関係者（例えば、国際的な非政府の若者組織、国際機関、研究コミュニティ）が、人間開発や市民的、政治的、社会的な参画の観点から若者のニーズや関心事に対処するために、エビデンスに基づいた有効な行動を促進しようとしている。²⁴

若者の移行 **Youth Transition**

若者の移行とは、より広い意味で、依存から自立への移行と、社会の完全な一員としての生活を意味する。これには、親のもとを出て自分の家庭を築き、同居して子どもを育て、教育制度から労働市場に移ることを含む。²⁵

ユースワーク **Youth Work**

勧告本体の付帯文書（A. 勧告の範囲と目的—ユースワークの定義と範囲）の定義を参照のこと。

ユースワーカー **Youth Workers**

ユースワーカーは、一対一の関係やグループベースの活動を通じて、通常は、個人や社会の成長に焦点を当てながらノンフォーマルやインフォーマルなさまざまな文脈において若者とかわる人々である。学習ファシリテーターであることが主たる活動であるが、ユースワーカーが社会教育的なアプローチや直接的にソーシャルワークに基づくアプローチを用いることもある。多くの場合、これらの役割と機能はお互いに組み合わされる。ユースワーカーには、有給のものとボランティアのものがありうる。²⁶

24 Youthpolicy.org (n.d.) 「全体像：ユースセクター（国際）」www.youthpolicy.org/mappings/internationalyouthsector/overview/から入手可能 2017年7月28日にアクセス

25 Eurofound (2014) 「欧州の若者の移行のマッピング」(Mapping youth transitions in Europe)、欧州連合出版事務所、ルクセンブルク

26 Chisholm L. (2005) 「認識用語に関する虎の巻」前掲書から改変